

# 森の里地区安心・安全なまち会議規程

## (趣旨)

**第1条** 地域住民が安心して暮らすことができる環境づくりに、地域住民が自ら取り組んでいくため、森の里地区安心・安全なまち会議（以下「会議」という。）を組織する。

## (所掌事項)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 安心して生活できる環境づくりに関すること。
- (2) 公共施設（道路、公園等を含む。）の安全確保に関すること。
- (3) 火災予防等の推進に関すること。
- (4) その他安心して安全なまちづくりに関すること。

## (委員)

**第3条** 会議の委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 森の里地区自治会連絡協議会会長
  - (2) 森の里一丁目自治会長
  - (3) 森の里二丁目自治会長
  - (4) 森の里三丁目自治会長
  - (5) 森の里四丁目自治会長
  - (6) 森の里五丁目自治会長
  - (7) 森の里地区青少年健全育成会連絡協議会会長
  - (8) 青少年指導員代表
  - (9) 青少年相談員森の里地区幹事
  - (10) 森の里小学校PTA会長
  - (11) 森の里中学校PTA会長
  - (12) 森の里小学校区子ども会育成会連絡会会長
  - (13) 交通安全指導員協議会森の里支部長
  - (14) 防災指導員代表
  - (15) 消防団第6分団副分団長
  - (16) 森の里地区ふるさとづくり推進協議会会長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長等)

**第4条** 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、会議を代表し、会議の運営に当たる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 会議は、必要に応じて議長が招集する。

## (事務局)

**第6条** 会議の庶務は、森の里地区市民センターにおいて処理する。

## (委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。